

(3483)

平成 24 年版 楽学マンション管理士 過去問分野別  
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 11 月 1 日  
株住宅新報社  
書籍編集部  
TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍の、平成 24 年 6 月 7 日付の正誤の内容について、以下のように表現を追加させていただきます。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	平成 24 年 6 月 7 日付の修正	正
P. 189 肢 3 解説を右のように変更	占有者が、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたことを証明すると、所有者である区分所有者全員が、その損害賠償の責任を負う。管理組合が負うのではない（民法第 7 1 7 条 1 項）。	占有者が、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたことを証明すると、所有者である区分所有者全員が、その損害賠償の責任を負う。 <b>所有者に代わって</b> 管理組合が負うのではない（民法第 7 1 7 条 1 項）。

(3483)

平成 24 年版 楽学マンション管理士 過去問分野別  
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 8 月 21 日  
株住宅新報社  
書籍編集部  
TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P95 上 5 行目	組合は、 <u>知事（指定都市は市長）</u> の認可をもって成立する。	組合は、 <b>都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）</b> の認可をもって成立する。
P96 解説 2 上 1 行目	都道府県知事	都道府県知事 <b>等</b>
P100 問題 2 上 1、2 行目	都道府県知事 <u>又は指定都市等の長</u>	都道府県知事 <b>等</b>
P101 問題 3 上 2 行目	都道府県知事 <u>又は指定都市等の長</u>	都道府県知事 <b>等</b>
P101 解説 2 上 1 行目、及び 解説 4 上 1 行目 (2 カ所)	都道府県知事	都道府県知事 <b>等</b>

平成 24 年版 楽学マンション管理士 過去問分野別  
【正誤のお知らせ】

平成 24 年 6 月 7 日  
 (株)住宅新報社  
 資格図書編集部  
 TEL. 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P. 189 上 15 行目	正解— <u>1</u>	正解— <u>3</u>
P. 189 肢 1 解説を右のように 変更	<p>ベランダの留め金部分の支持力の不足で他人に損害をあたえると、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があるとして、一次的にその建物の占有者が、損害賠償の責任を負う。そして、占有者が損害を防止するのに必要な注意をしたときは、二次的に所有者が損害賠償の責任を負う（民法第 7 1 7 条）。また占有権は、直接占有によらずに、代理人によっても取得することができる。したがって、本問における所有者 A は、占有者としての責任を負う。</p>	
P. 189 肢 3 解説を右のように 変更	<p><del>占有者が、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたことを証明すると、所有者である区分所有者全員が、その損害賠償の責任を負う。管理組合が負うのではない（民法第 7 1 7 条 1 項）。</del></p>	